

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令の違反状況

(平成24年 1月～12月)

(平成25年 1月～12月)

(平成26年 1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業 場 数	主 要 違 反 事 項		
				労働時間	休 日	割増賃金
トラック関係	一般貨物	38 (100.0)	33 (86.8)	28 (73.7)	1 (2.6)	5 (13.2)
		25 (100.0)	23 (92.0)	15 (60.0)	0 (0.0)	4 (16.0)
		48 (100.0)	35 (72.9)	23 (47.9)	4 (8.3)	7 (14.6)
	特定貨物	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小 計	39 (100.0)	33 (84.6)	28 (71.8)	1 (2.6)	5 (12.8)
		27 (100.0)	25 (92.6)	17 (63.0)	0 (0.0)	4 (14.8)
		51 (100.0)	36 (70.6)	24 (47.1)	4 (7.8)	7 (13.7)
バ ス 業		6 (100.0)	4 (66.7)	3 (50.0)	0 (0.0)	1 (16.7)
		1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
ハイヤー・ タクシー業		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
		2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
		4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
そ の 他		5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
		1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
		2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計		50 (100.0)	39 (78.0)	33 (66.0)	1 (2.0)	7 (14.0)
		31 (100.0)	28 (90.3)	18 (58.1)	0 (0.0)	6 (19.4)
		60 (100.0)	41 (68.3)	28 (46.7)	4 (6.7)	8 (13.3)

(注) 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。

2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。

3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

自動車運転者を使用する事業場に係る
改善基準告示の違反状況

(平成24年1月～12月)

(平成25年1月～12月)

(平成26年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期間	最大運転 時 間	連続運転 時 間	休日労働
トラック関係	一般貨物	38 (100.0)	34 (89.5)	25 (65.8)	33 (86.8)	24 (63.2)	15 (39.5)	18 (47.4)	1 (2.6)
		25 (100.0)	19 (76.0)	11 (44.0)	17 (68.0)	14 (56.0)	5 (20.0)	6 (24.0)	0 (0.0)
		48 (100.0)	30 (62.5)	19 (39.6)	24 (50.0)	22 (45.8)	9 (18.8)	14 (29.2)	1 (2.1)
	特定貨物	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小 計	39 (100.0)	34 (87.2)	25 (64.1)	33 (84.6)	24 (61.5)	15 (38.5)	18 (46.2)	1 (2.6)
		27 (100.0)	21 (77.8)	12 (44.4)	18 (66.7)	15 (55.6)	5 (18.5)	7 (25.9)	0 (0.0)
		51 (100.0)	30 (58.8)	19 (37.3)	24 (47.1)	22 (43.1)	9 (17.6)	14 (27.5)	1 (2.0)
バ ス 業		6 (100.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
		1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ハイヤー・ タクシー業		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
		2 (100.0)	0 (00.0)	0 (00.0)	0 (00.0)	0 (00.0)	0 (00.0)	0 (00.0)	0 (00.0)
		4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他		5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	0 (0.0)
		1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計		50 (100.0)	40 (80.0)	28 (56.0)	36 (72.0)	26 (52.0)	17 (34.0)	22 (44.0)	1 (2.0)
		31 (100.0)	22 (71.0)	12 (38.7)	19 (61.3)	15 (48.4)	5 (16.1)	7 (22.6)	0 (0.0)
		60 (100.0)	33 (55.0)	20 (33.3)	25 (41.7)	22 (36.7)	10 (16.7)	14 (23.3)	1 (1.7)

- (注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。
2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。
3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局発表

平成27年10月29日

滋賀労働局労働基準部

監督課長 斉藤 将

主任監察監督官 笠原 由紀

専門監督官 倉橋 隆成

電話：077-522-6649

監督指導対象の88.5%のトラック運送事業者で労働基準関係法令違反 ～改善基準告示違反も80.8%の事業場で認められました～

滋賀労働局（局長 辻 知之）は、近畿ブロックの各労働局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良および和歌山の6局）全体の取組として、9月の秋の全国交通安全運動期間等に合わせて、9月を取組強化月間と位置付け、県内のトラック運送事業者に対する監督指導を一斉かつ集中的に実施しました。

また、滋賀労働局では、4月から6月（第1四半期）についても、重点監督期間として監督指導を実施していますので、この期間における監督指導の結果と9月の監督指導の結果を併せて公表します。

《ポイント》

1 監督指導結果の概要【監督指導事例については別添1参照】

監督結果集計期間：平成27年4月から6月まで及び9月の4か月間

監督指導実施事業場数：26件

うち何らかの労働基準関係法令※1違反が認められた事業場数 23件（違反率88.5%）

うち何らかの改善基準告示※2違反が認められた事業場数 21件（同 80.8%）

※1 「労働基準関係法令」とは、労働基準法、労働安全衛生法等をいいます。

※2 改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（別添2参照）。

2 主な違反事項

（1）労働基準関係法令違反

- ◇ 違法な時間外労働※ 10件（違反率38.5%）
- ◇ 賃金台帳の未記入等 10件（同 38.5%）
- ◇ 労働条件の明示がない 6件（同 23.1%）
- ◇ 就業規則の未届 6件（同 23.1%）

※ 時間外・休日労働に関する労使協定がない、または協定の範囲内を超えて時間外・休日労働を行わせていることです。

（2）改善基準告示違反

- ◇ 1日の拘束時間の限度超え 19件（違反率73.1%）
- ◇ 必要な休息期間の未付与 15件（同 57.7%）
- ◇ 1か月の拘束時間の限度超え 14件（同 53.8%）

3 違反の要因と今後の対応

- ・ トラック運転者は事業場外の勤務のため、管理が行き届きにくいことなどが、違反が生じる要因として考えられます。
- ・ また、トラック運送事業者に対する荷主の集荷・配達時間などの発注条件の制約が、トラック運転者の長時間労働の大きな要因の一つとなっているため、荷主に対し労働基準法の労働時間規制、改善基準告示などを示した上で、発注条件において十分な配慮を行うよう要請を行う予定です。
- ・ 依然として労働基準関係法令や改善基準告示の違反が認められたことから、トラック運送業を特に対策を必要とする業種と位置付け、事業場への監督指導を継続します。
- ・ また、県内のトラック運送事業者、荷主、経済団体、労働団体、関係行政機関などから組織される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県協議会」においても、今後、トラック運送業における取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた取組や諸対策の検討を行っていくこととしています。

《監督指導の結果の詳細》

1 労働基準関係法令違反

(1) 労働基準法の主な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働基準法第 15 条 (労働条件の明示)		6	23.1%	労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。
同法第 32 条 (労働時間)		10	38.5%	時間外・休日労働に関する労使協定がない、または協定の範囲内を超えて時間外・休日労働を行わせているもの。
同法第 34 条 (休憩時間)		4	15.4%	45 分(労働時間が6時間を超える場合)または 1 時間(労働時間が8時間を超える場合)の休憩時間を与えていないもの。
同法第 37 条 (割増賃金)		4	15.4%	時間外、深夜労働(原則として午後 10 時から午前 5 時)を行わせているのに、通常賃金の 2 割 5 分以上の割増賃金を支払っていないもの。法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の 3 割 5 分以上の割増賃金を支払っていないもの。
内 訳 ※	時間外労働に対する割増賃金不払い	3	11.5%	
	深夜業に対する割増賃金不払い	1	3.8%	
	休日労働に対する割増賃金不払い	0	-	
同法第 89 条 (就業規則)		6	23.1%	常時 10 名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成し、または変更した場合に、行政官庁に届け出していないもの。
同法第 108 条 (賃金台帳)		10	38.5%	賃金台帳を作成し、法定事項を賃金の支払の都度遅滞なく記入していないもの。

※ 延べ件数

(2) 労働安全衛生法の主な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第 66 条 (健康診断)		4	15.4%	常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期健康診断を実施していないもの。
内 訳 ※	定期健康診断	0	-	常時深夜業に従事する労働者に対し、6 か月以内に 1 回、特定健康診断を実施していないもの。
	特定業務健康診断	4	15.4%	

※ 延べ件数

2 改善基準告示の主な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間（1 か月）		14	53.8%	1 か月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間（1 日）		19	73.1%	1 日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間		15	57.7%	1 日の休憩時間を継続 8 時間以上与えていないもの。
運転時間		10	38.5%	1 日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。
内 訳 ※	1 日の運転時間が 2 日平均で 9 時間を超えているもの	10	38.5%	
	1 日の運転時間が 2 週間ごとの平均で 4 4 時間を超えているもの	5	19.2%	
連続運転時間		6	23.1%	運転開始後 4 時間以内または 4 時間経過直後に、1 回が 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断時間を確保していないもの。
休日労働		2	7.7	2 週間に 1 回を超えて、休日に労働させているもの。

※ 延べ件数

（参考）

- ・ 監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・ 労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・ 事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・ 監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。

事例 1

時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)の限度時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者は月160時間超)を行わせ、かつ、1ヶ月の拘束時間が400時間を超え、1日の拘束時間が16時間を超える日が複数回あり、4時間を超える連続運転も認められたもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

労働基準監督官がタイムカードや運行記録計(タコグラフ)等の労働関係・運行管理書類を調査したところ、

- 1 36協定(労使協定)の限度時間を超え、月160時間を超える違法な時間外労働が行われていた。また、健康診断実施後の医師の意見聴取が未実施であった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第66条の4違反を是正勧告
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 改善基準告示に定める1ヶ月の拘束時間および1日の拘束時間の限度を上回る運行が行われており、また、4時間を超える連続運転も認められた。

監督署の対応

改善基準告示違反を是正勧告

事例 2

法定の要件を具備しない36協定に基づき違法な時間外労働を行わせていたほか、労働条件通知書の未交付、賃金台帳の未整備、一般健康診断の未実施が認められたもの。また、1ヶ月の拘束時間が300時間を超え、1日の拘束時間が16時間を超える日が複数回あり、必要な休息期間も与えていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 労働基準監督官が労働関係書類を調査したところ、法定事項の書面による労働条件の明示がなされていない(労働基準法第15条)、36協定の法定要件不備(同法第32条)、法定事項の賃金台帳への未記入(同法第108条)等が認められた。また、一部の自動車運転者について、労働時間や運行時間の適正な把握がなされていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第15条(労働条件の明示)、第32条(労働時間)、第108条(賃金台帳)違反等を是正勧告
- ②労働時間、運行時間の適正把握を指導

- 2 年1回の定期的な健康診断が実施されていなかった。

監督署の対応

労働安全衛生法第66条・労働安全衛生規則第44条(定期健康診断)違反を是正勧告

- 3 労働基準監督官が出勤簿や運行日報等の労働関係・運行管理書類を調査したところ、改善基準告示に定める1ヶ月の拘束時間および1日の拘束時間の限度を上回る運行が行われており、また、同告示に定める休息期間も与えられていなかった。

監督署の対応

改善基準告示違反を是正勧告

自動車運転者の労働時間等基準の概要

1. 労働基準法による労働時間の基準（労働基準法第 32 条、36 条）

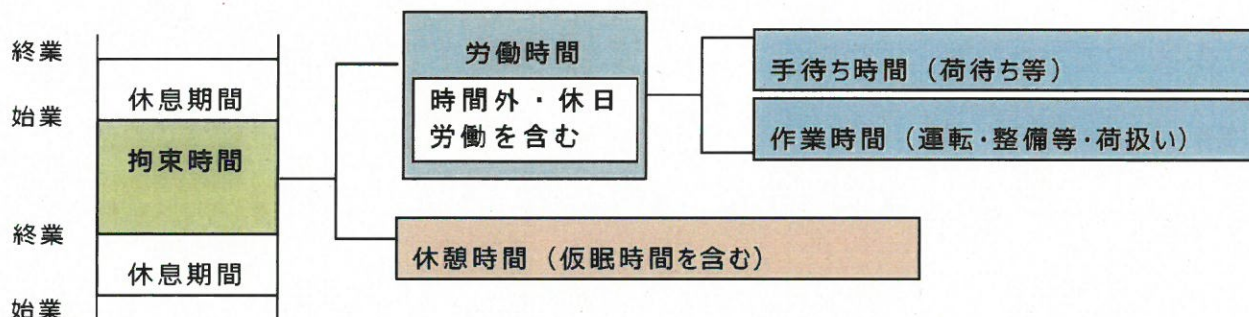
労働時間	休憩時間を除いて 1 日 8 時間、1 週 40 時間
時間外・休日労働	労使協定で定めた限度内

2. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号）

貨物自動車運送事業については、告示により自動車運転者の拘束時間や運転時間等の基準が定められています。

区 分	主な内容
総拘束時間	1 か月 293 時間以内 （労使協定を締結した場合には、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲で 1 か月 320 時間まで延長可）
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 延長する場合でも 最大 16 時間以内 （15 時間超えは 1 週 2 回まで）
休息期間	1 日の休息期間は、継続 8 時間以上 （運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
最大運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間毎の平均で 44 時間以内
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確認 （分割する場合は 1 回につき 10 分以上の休憩で合計 30 分以上）
特例	① 分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として 2 週間から 4 週間程度）における全勤務回数の 2 分の 1 の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上。 ② 2 人乗務 1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可（ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限り）。 ③ 隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合 2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

